○新地町協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱

平成18年3月20日訓令第5号

改正

平成23年7月1日訓令第8号 平成27年3月20日訓令第9号 平成28年3月28日訓令第36号 平成30年4月19日訓令第13号 令和3年3月29日訓令第8号

新地町協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町と行政区又は地域づくり団体等(以下「団体」という。)が、町と協働して行う地域振興のための事業(以下「協働のまちづくり事業」という。)を推進するため、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、住民の自主的な取り組みをさらに拡大し、住民が主体的に、地域の特性を活かした地域づくりを積極的に進めることにより、第6次新地町総合計画(以下「総合計画」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 行政区 新地町行政区設置条例(昭和48年新地町条例第1号)第1条に規 定する行政区をいう。
 - (2) 地域づくり団体等 地域振興に寄与する事業を行う団体等で、町民10名以上の構成員を有する組織をいう。
 - (3) ソフト事業 人材育成,広報・PR,福祉,子育て支援,伝統文化の伝承, 花いっぱい運動,行政区が行うレクリエーション等の活動事業をいう。
 - (4) ハード事業 生活環境の整備及び産業、観光、文化、スポーツ・レクリエーション等の施設及び設備の整備事業をいう。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象とする協働のまちづくり事業は、総事業費が5万円以上で総合計画の実現に寄与する次に掲げる事業とする。
 - (1) 行政区にあっては、次に該当していること。
 - ア 行政区の総意による事業として、地区民の理解が得られていること。
 - イ 行政区内はもとより広域的な地域振興が図られること。
 - (2) 団体にあっては、同一事業2年を限度とし、地域の資源や特性を活かした地域振興のために行う事業で、次に該当していること。ただし、新地町観光協会及び被災者自立育成関係団体を除く。
 - ア 営利を目的とするものではなく、地域振興のために行われる事業であること。 イ 団体の事業として継続的に取り組むものであること。
 - (3) 新地町観光協会にあっては、新地町内の花いっぱい運動として継続的に行われる事業であること。
 - (4) 被災者自立育成関係団体にあっては、被災者の自立支援のために行われる事業であること。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、前条に掲げる事業に直接要する次の経費とする。
 - (1) 報償費(講師謝礼等)
 - (2) 旅費 (研修旅費等)
 - (3) 需用費
 - (4) 役務費(通信運搬費·広告宣伝費等)
 - (5) 委託費(やむを得ず業者委託する直接工事費等)
 - (6) 使用料及び賃借料(会場使用料等)
 - (7) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、次のとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
 - (1) 行政区 総事業費の5分の4以内
 - (2) 団体 総事業費の3分の2以内
 - (3) 新地町観光協会 総事業費 10分の10

- (4) 被災者自立育成関係団体 総事業費 10分の10
- 2 補助金の限度額は、ソフト事業にあっては30万円(行政区が行うレクリエーション活動については、毎年度別に定める範囲内の額)、ハード事業にあっては50 万円とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付申請等に関しては、新地町補助金等交付規則(昭和50年新地町規則第5号)及び新地町補助金交付要綱(昭和50年新地町訓令第4号)の定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、令和8年3月31日までその効力を 有する。

附 則(平成23年7月1日訓令第8号)

- この訓令は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則(平成27年3月20日訓令第9号)
- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日訓令第36号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月19日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月29日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。